

川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行工事特記仕様書

【受注者希望型】

- 1 本工事は、建設事業における受発注者の業務効率化、契約の適正な履行及び品質の確保を目的として実施する「川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行工事」の【受注者希望型】対象工事である。
- 2 遠隔臨場の実施にあたっては、『川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』に基づき行うものとする。
- 3 『川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』に記載のない事項については、受注者及び発注者間の協議によるものとする。
- 4 受注者は、工事完了後アンケート調査に協力するものとし、工事完成届提出後14日以内に監督員に提出する。